

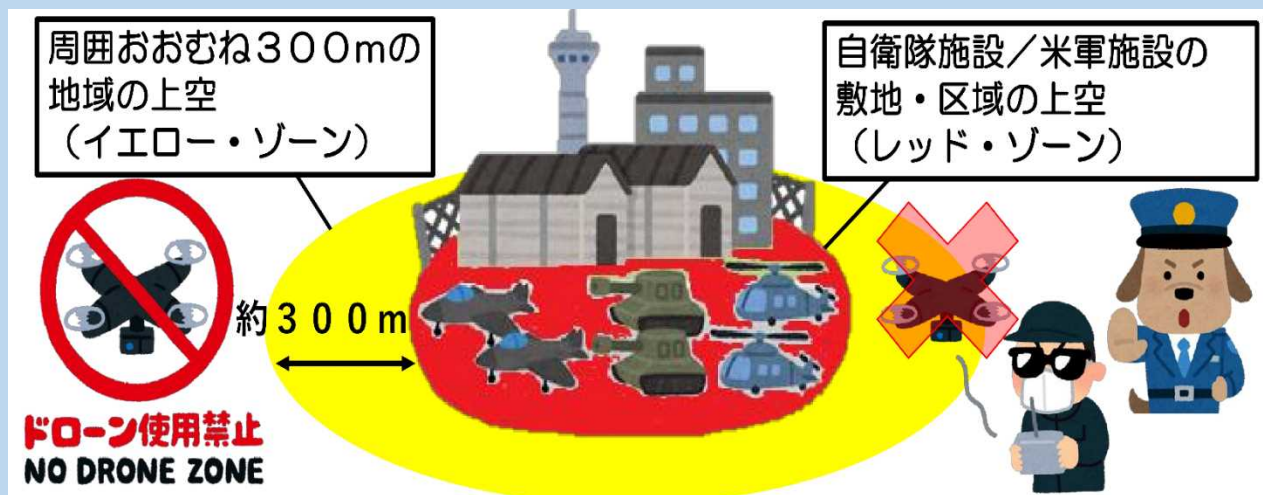


そのドローン 飛ばせますか？

小型無人機等飛行禁止法などにより飛行禁止区域があります。

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その**周辺地域**（周囲約300m）
の上空における**ドローン**等の飛行は、
原則として**禁止**されています。

- これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。
- 警察官等による安全確保措置
 - 最大懲役1年／罰金50万円



* 禁止区域における飛行は特別な申請等が必要。航空法における飛行禁止区域も要確認

航空法により無人航空機(ドローン)の登録・表示が義務づけられています。

登録

- **100g以上**の機体登録



* 100g未満のドローン等も小型無人機等飛行禁止法の規制対象

表示

- 登録記号を機体に直接記載または貼付
- 機体識別情報を発信(リモートID機能)